



「会社が破産し大変だったが、なんとか整理がついたので事業を再開したい。工事を受注するのに建設業の許可が要る…迷惑かけたが、また手続きを…」とA氏から電話がありました。下請

業者を大事にする社長でしたが不況の煽りで数年前に倒産。その後の厳しい状況を乗り切って再起を目指すA氏の意欲に胸を打たれました。会社の設立準備から許可要件の

「社保事務所から”年金の届出をしたT氏が貴社に就労しているとの記載をしている。状況について回答を…”といってきた。知り合いからお宅を紹介された。どう対応したら…?」と県北で自動車修理業を営むY氏から相

談がありました。60~69才の年金受給者は在職の内容によって年金の一部か全部の支給停止があります。在職、つまり本来保険料を納める立場にあるのに加入(被保険者)しないでいる事が分

整備…と手続きにも困難が伴います。許可には欠格要件があり破産者は復権が条件になっています。また許可の柱の一つ経管者が、別会社のそれになっていると重複禁止で認められません。

困難き~~許可申請~~倒産のりこえ わめた許可申請! 再起めざす!!

この別会社の手続きも必要に…。申請書類の作成

が複雑で困難な程、プロとしての遣り甲斐があります。古い書類の閲覧調査や行政とのやりとりを経て、全ての申請手続きが無事

完了したのは着手から1ヵ月半後の事でした。



60~69才の年金受給中の在職者に注意

かると、貰いすぎていた年金額を過去に遡って返すよう求められ、その額は決して少なくありません。T氏の場合一般社員の3/4未満の勤務状況であれば加入の必要はなく、年金も

全額受給できます。それにしてもこうして徴収し

た保険料を社保事務所職員のプロ野球観戦等のレクレーション費に充てていたというのですから驚きます。お知らせです。

9/24(金)は臨時休業致します。

